

# 一般社団法人日本建築協会東海支部規程・細則・規定

(支部創立 1947(昭和 22).12.13)

(支部復活 1960(昭和 35).10.15)

## 東海支部規程

(名称)

第1条 この支部は、一般社団法人日本建築協会東海支部  
(以下、「支部」という。)と称する。

(事務所)

第2条 支部の事務所は名古屋市に置く。

(会員)

第3条 支部の会員は次の地域内の一般社団法人日本建築協会(以下、「協会」という。)会員とする。  
愛知県、三重県、岐阜県、静岡県

(事業)

第4条 支部は、協会定款第3条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(役員の設定)

第5条 支部に役員として、支部長1名、副支部長若干名、常議員若干名、幹事若干名、監事若干名を置く。

(役員の選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(役員の職務、権限)

第7条 支部長は支部を代表し会議の議長となる。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは、その職務を代行する。

3 常議員は常議員会を組織し、重要会務を審議する。

4 幹事は一般会務を処理する。

5 監事は支部の事業及び会計を監査するほか、会議に出席し意見を述べることができる。

6 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(顧問、相談役の設定)

第8条 支部に顧問、相談役をおくことができる。顧問は幹事会、常議員会など支部長が招集する会議に出席することができる。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員はその任期が満了した後も、新たに選任された者が就任するまで、役員としての権利義務を有する。

(会議の種類)

第10条 支部の会議は総会、常議員会、幹事会とし、支部長が招集する。

(総会の種類)

第11条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、常議員会の決議または支部所属会員の6分の1以上の請求があるときに開催する。

(事務局)

第12条 支部に事務を処理するため職員を置くことができる。

2 職員は支部長が任免する。

(経費の支弁)

第13条 支部の経費は、支部活動費、寄附金、支部事業収入およびその他の収入をもって支弁する。

(予算、事業計画、決算、事業報告)

第14条 支部の予算および事業計画は定時総会に附議し、決算および事業報告は監事の監査を受けた上で次年度の定時総会に報告し承認を得る。

(委員会の設置)

第15条 支部は会務運営および第3条の事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の設置または廃止は、幹事会で決める。

3 委員会は、別に定めるところによって運営する。

(準拠)

第16条 この規程にない事項は、協会定款および定款細則に準拠する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、総会で決議する。

附則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

## 東海支部細則

第1条 支部規程第2条の事務所は、名古屋市中区栄2-10-19名古屋商工会議所ビル愛知建築士会内に置く。

第2条 支部規程第5条の役員の定数は当分の間次の通りとする。

支部長 1名

副支部長 4名

幹事 若干名

常議員 若干名

監事 2名

附則

この細則は昭和35年10月15日から施行する。

この細則は昭和56年6月1日から施行する。

この細則は平成6年6月1日から施行する。

この細則は平成25年7月1日から施行する。

この細則は平成27年6月1日から施行する。

この細則は令和5年6月1日から施行する。

## 東海支部 委員会 規定

1. この規定は、支部規程第15条による委員会の運営に関するものである。
2. 委員会の委員は、幹事会の選考により支部長がこれを委嘱し、委員長は委員の中から互選する。
3. 委員長は、委員会を総括する。
4. 委員会は、その経過ならびに成案に関する報告書を、幹事会に提出しなければならない。
5. 委員会の意見をもって本支部の意見とする場合は、幹事会の決議を経なければならない。
6. 必要に応じ、各委員会の連絡協議会を設けることができる。
7. 委員の任期は2ヶ年とする。ただし、特別委員会および委員会が2ヶ年以上継続する場合には、その重責は妨げない。

### 附 則

この規定は昭和56年6月2日より施行する。

## 東海支部 慶 弔 規 定

1. この規定は、会員及び家族の慶弔見舞に関する基準を定めるものとする。
2. 会員でこのことを知った者は、該当する事項を速やかに事務局に連絡するものとする。
3. 次の事項に該当する場合は、この基準により金品を贈り、祝意、弔意、見舞の意を表す。

### 〈慶 事〉

- (イ) 会員の結婚 祝電と祝い金 10,000円
- (ロ) 褒賞、叙勲その他の表彰で支部長が会員の慶事祝賀会に正式に招請され出席した場合  
祝電と祝い金 10,000円

### 〈弔 事〉

- 会員の死亡及配偶者の死亡  
弔電、生花一对、香典 10,000円

### 〈見 舞〉

- (イ) 会員の入院  
1ヶ月以上入院した場合見舞金 10,000円
- (ロ) 災害 住居、家財の災害の場合見舞金 10,000円

### 〈その他〉

- (イ) 上記の他、支部長が必要と認める場合、総額30,000円を上限とする慶弔見舞金を支出することができる。(事後役員会に報告する。)
- (ロ) 団体会員については、上記の規定を準用する。

### 附 則

この規定は平成3年4月1日より施行する。

## 東海支部 旅 費 規 定

1. 支部長が命じた公務出張に対し、次のとおり旅費を支給する。
  - (イ) 勤務地より目的地までの交通費
  - (ロ) 宿泊料は実費相当額(上限を13,000円とする)
2. 支部役員会又は委員会に出席する役員又は委員に対して、次のとおり交通費を支給する。
  - (イ) 勤務地より支部までの交通費
3. 本部での理事会、評議員会等に出張する場合の費用弁償として3,000円を支給する。
4. 上記の他、支部長が必要と認める場合には、旅費を支給することができる。

### 附 則

この規定は平成3年4月1日より施行する。